

医政発 0331 第 41 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 }
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限の緩和に伴う
認定又は承認等の要件の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進に当たりご尽力を頂き、御礼申し上げます。

令和 8 年税制改正の大綱(令和 7 年 12 月 26 日閣議決定)において、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会(以下「社会医療法人等」という。)に係る認定又は承認等の要件のうち、自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準(1 点 10 円)により計算されるとの要件(以下「診療費の上限」という。)に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者(以下「訪日外国人患者」という。)に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところです。

上記のとおり診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人等における制度の趣旨(たとえば、社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う法人であること。)を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、特に注意することが必要です。

つきましては、法人税法施行規則(昭和 40 年大蔵省令第 12 号)、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)による社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限の緩和の運用については、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとし、下記のとおり、別添 1 を周知するとともに、別添 2 から 5 までのとおり関係通知を改正することといたします。貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努められるとともに、貴管下の関係する法人に周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定又は承認等を受けようとする法人についてのものであり、これらの法人以外の一般の法人にあつては、自由診療である訪日外国人患者の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるのご留意をお願いします。

記

第1 具体的な運用について

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定について」（令和8年3月31日付医政発0331第19号）

別添1

第2 その他の改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成20年医政発第0331008号） 別添2
- 「特定医療法人制度の改正について」（平成15年医政発第1009008号） 別添3
- 「法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号、同規則第6条第3号ロ並びに第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」（平成20年医政発第1010005号）
別添4
- 「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）」（昭和59年医発第573号） 別添5

別添1

医政発 0331 第 19 号

令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事
各地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省医政局長

（公印省略）

社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）

標記について、今般、別紙のとおり、「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定に関する実施要領」を定め、本年4月1日から適用することといたしますので、通知いたします。

貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の関係する法人に周知、助言いただく等、本件の円滑な実施について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格の設定に関する実施要領

1 趣旨

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）に係る認定又は承認等の要件のうち、自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準（1点10円）により計算されることとの要件（以下「診療費の上限」という。）に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者（以下「訪日外国人患者」という。）に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところ。

これによって、社会医療法人等が、「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づく療養の給付（入院時食事療養及び入院時生活療養に係る給付を含む。）に係るものに限る（以下「訪日外国人患者診療」という。）」について通常とは別に価格を設定する場合は、これまで実施していた社会医療法人等の各法人類型における既存の確認及び証明並びに証明手続（以下「確認等」という。）の中で、当該社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費（以下「訪日外国人患者診療価格」という。）が要件を満たしているか確認等を受ける必要が生じることとなる。

本実施要領は、社会医療法人等の各法人が訪日外国人患者診療価格に係る書類を提出するに当たっての業務負担の軽減及び行政庁による確認等（社会医療法人にあつては都道府県による確認、厚生農業協同組合連合会にあつては各都道府県による証明、特定医療法人、福祉病院事業法人及びオープン病院事業法人にあつては各地方厚生（支）局による証明並びに認定医療法人にあつては厚生労働省医政局医療経営支援課による認定をいう。以下同じ。）の迅速かつ適正な実施を可能とすることを目的としている。

2 概要

(1) 制度の概要

社会医療法人等が、訪日外国人患者診療について通常とは別に価格を設定する場合は、(4)に定める方法によって地域における標準的な料金を超えない金額を算出した上で、算出した上限までの範囲（算出結果が1点30円を超える場合は、1点30円までとする）で訪日外国人患者診療価格を設定すること。また、行政庁による確認等を受けることとする。

(2) 対象となる者

○ 社会医療法人

医療法人のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項各号に掲げ

る要件に該当するものとして、都道府県知事の認定を受けたもの。

○ 特定医療法人

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に基づき、財団又は持分の定めのない社団の医療法人であって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたもの。

○ 認定医療法人

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 3 に基づく持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画を策定し、一定の基準を満たすと厚生労働大臣が認定したもの。

○ オープン病院事業法人

法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号ヲにおいて、公益社団法人のいわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会、及び一般社団法人（一般社団法人は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に限る。）のうちオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会であって一定の要件に該当するもの。

○ 福祉病院事業法人

法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ヨにおいて、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人は、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に限る。）のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の要件に該当するもの。

○ 厚生農業協同組合連合会

公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会のうち、法人税法別表第 2 の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして財務大臣の指定を受け、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等に該当するとされたものであって、一定の要件に該当するものであることについて財務大臣の承認を受けたもの。

(3) 社会医療法人等における手続等

(2) に掲げる者は、訪日外国人患者診療価格を設定する場合には、(4) に掲げる事項を充たすことについて、認定又は承認等に当たっての審査に必要なものとして、以下で掲げる必要書類を行政庁に提出し、行政庁による確認等を受けること。

社会医療法人は都道府県、認定医療法人は厚生労働省による事前の確認を経た上で、

当該金額での訪日外国人患者への請求を開始すること。

なお、上記以外の法人類型（特定医療法人、オープン病院事業法人、福祉病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会）にあっても、訪日外国人患者診療価格の設定が適正であることが法人税の非課税措置等の要件であることに留意し、（４）に掲げる方法について誤りが生じないように、可能な限り厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室に事前に相談をすること。

具体的に行政庁に提出する書類として以下に掲げるものが挙げられる。

- 別添に掲げる様式
- 診療報酬規程
- 通常とは別に価格を設定する場合は、訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類
（共通書類）

- ・ 訪日外国人患者診療価格の設定に当たって参照対象とした医療機関の一覧
 - (a) 一般財団法人日本医療教育財団が実施している外国人患者受入れ医療機関認証制度認証病院（以下、「JMIP病院」という。）の場合は、厚生労働省が公表している「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）認証病院一覧」
 - (b) (a)以外の場合には、厚生労働省及び観光庁が公表している「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（以下「リスト」という。）（参照したリストは、時点を明示すること。）
 - ① リストに掲載されている医療機関（以下「リスト医療機関」という。）の場合
 - ② 世界観光機関（UN Tourism）が認定する「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」の地域に所在している訪日外国人患者の受入実績が3ヵ月連続20人以上の病院又はベスト・ツーリズム・ビレッジの地域に所在している訪日外国人患者の年間受入実績125人以上若しくは受入実績が3ヵ月連続20人以上のいずれかに該当する診療所（以下、まとめて「BTV医療機関」という。）の場合
 - ③ JMIP病院・リスト医療機関・BTV医療機関のいずれにも該当しない医療機関（以下、「その他医療機関」という。）の場合

※ なお、医療機関が複数の区分に該当する場合にあつては、実際に参照対象とした区分の医療機関一覧で足りるものとする。

- ・ その他、訪日外国人患者診療価格を決めるに当たって根拠となる資料

（JMIP病院の場合）

- ・ 一般財団法人日本医療教育財団から送付される認証書の写し

（リスト医療機関、BTV医療機関、その他医療機関の場合）

- ・ 年間の訪日外国人患者（但し、医療渡航患者を除く。以下同じ。）受入実績を示す資料
 - ※ 外来患者数と新入院患者数を足した人数であり、外来患者数は「初診、再診等の区別なく、全てを合計したもの（同一患者が2回外来受診した場合は2人とカウントする）」、新入院患者数は「新たに入院した患者数（同一患者が2回、新たに入院した場合は、2人とカウントする）」をいう。
- ・ J M I P病院かつ「リスト医療機関のうち年間 250 人以上の訪日外国人患者の受入実績がある医療機関（以下、「受入実績 250 人以上リスト医療機関」という。）」の両方に該当する場合であって、参照対象とする医療機関を受入実績 250 人以上リスト医療機関とする場合は、受入実績 250 人以上リスト医療機関を参照することが適当であることを示す理由書
- ・ B T V医療機関かつ J M I P病院の両方に該当する場合であって、参照対象とする医療機関を J M I P病院とする場合は、 J M I P病院を参照することが適当であることを示す理由書
- ・ B T V医療機関と同一の設置主体の医療機関が、B T V医療機関と同一の二次医療圏内に所在している場合であって、同一の二次医療圏の複数医療機関の訪日外国人患者診療価格を統一する際は、B T V医療機関の所在地が「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」に認定されていることを示す書類及び訪日外国人患者診療価格を統一する理由書

（4） 訪日外国人患者診療価格の設定方法

地域における標準的な料金を超えない金額を算出するに当たっては、（2）に掲げる者は以下の手順に基づき、診療価格を設定すること。ただし、B T V医療機関と同一の設置主体の医療機関が同一の二次医療圏内に所在する場合は、同一の二次医療圏内の医療機関の訪日外国人患者診療価格を統一することが可能である。

なお、診療価格の設定に当たって、不明な点等がある場合には、可能な限り、予め厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室に照会すること。

① 該当する区分の確認

＜該当する区分＞

- ・ J M I P病院の場合
- ・ 受入実績 250 人以上リスト医療機関の場合
- ・ B T V医療機関の場合
- ・ その他医療機関の場合

※ J M I P病院及びB T V医療機関並びに受入実績 250 人以上リスト医療機関のいずれの区分にも該当する場合、いずれかの区分を選択することができる。

②以下の手順では、選択した区分によること。（その他、前述のとおり、J M I P病院が受入実績 250 人以上リスト医療機関を選択する場合、B T V医療機関が J M I P病院を選択する場合には理由書の提出が必要な点に留意すること。）

② 参照対象とする医療機関の区分を確認

- ・ J M I P 病院の場合は、J M I P 病院を参照すること。
- ・ 受入実績 250 人以上リスト医療機関の場合は、J M I P 病院を除く受入実績 250 人以上リスト医療機関を参照すること。
- ・ B T V 医療機関の場合は、受入実績 250 人以上リスト医療機関のうち、J M I P 病院を除く病院を参照すること。
- ・ それ以外の医療機関の場合は、年間の訪日外国人患者受入実績が 250 人未満のリスト医療機関のうち、J M I P 病院を除く医療機関を参照すること。

③ 厚生労働省ホームページに掲載されている「外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P）認証病院一覧」又は「リスト（外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト）」を確認し、一覧の中から参照対象となる医療機関を決定

（共通）

- ・ 病院は病院を参照対象とすること、診療所は診療所を参照対象とすること。ただし、B T V 医療機関はその方法によること。

（J M I P 病院の場合）

- ・ J M I P 病院が所在する同一都道府県内において、J M I P 病院が 3 医療機関以上あるかを確認し、3 医療機関ない場合には、隣接する都道府県から順に 3 医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。

（受入実績 250 人以上リスト医療機関の場合）

- ・ 所在する二次医療圏内で参照対象となる医療機関（J M I P 病院でなく、年間の訪日外国人患者受入実績が 250 人以上の医療機関）が 3 医療機関以上あるかを確認し、3 医療機関ない場合には、当該医療機関が所在する都道府県内で隣接する二次医療圏から順に 3 医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した二次医療圏を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。都道府県内で 3 医療機関以上見つからない場合には、隣接する都道府県から順に 3 医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。

（B T V 医療機関の場合）

- ・ 所在する二次医療圏内で参照対象となる医療機関（リスト医療機関のうち、J M I P 病院でなく、年間の訪日外国人患者受入実績が 250 人以上の病院）が 3 病院以上あるかを確認し、3 病院ない場合には、当該医療機関が所在する都道府県

内で隣接する二次医療圏から順に3病院以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した二次医療圏を含めた地域において該当する全ての病院を参照対象とすること。都道府県内で3病院以上見つからない場合には、隣接する都道府県から順に3病院以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての病院を参照対象とすること。

(その他医療機関の場合)

- ・所在する二次医療圏内で参照対象となる医療機関（JMI P病院でなく、リスト医療機関のうち、年間の訪日外国人患者受入実績が250人未満の医療機関）が3医療機関以上あるかを確認し、3医療機関ない場合には、当該医療機関が所在する都道府県内で隣接する二次医療圏から順に3医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した二次医療圏を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。都道府県内で3医療機関以上見つからない場合には、隣接する都道府県から順に3医療機関以上見つかるまで範囲を拡大した上で、拡大した都道府県を含めた地域において該当する全ての医療機関を参照対象とすること。

- ④ 「参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格における平均値」又は「参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格における中央値」のいずれかを用いて、設定可能な訪日外国人患者診療価格の上限を算出する。
- ・平均値とは、参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格の合計額を参照対象となる医療機関数で除した値とする。
 - ・中央値とは、参照対象となる全ての医療機関の訪日外国人患者診療価格を高い順に並べ替えた上で、参照する医療機関数が奇数の場合は中央に位置する医療機関の訪日外国人患者診療価格、参照する医療機関数が偶数の場合には中央に位置する2つの医療機関の訪日外国人患者診療価格の平均値（参照対象となる2医療機関の訪日外国人患者診療価格の合計額を2で除した値）とする。
- ⑤ 設定可能な訪日外国人患者診療価格の上限までの範囲内で、訪日外国人患者診療価格を設定する。
- ・算出した訪日外国人患者診療価格の上限が1点30円を超える場合は、1点30円までとすること。

(5) 行政庁における手続等

行政庁は、(2)に掲げる者から提出された資料について、(4)に掲げる事項を満たすことについて審査し、各法人類型に応じた行政庁による確認等を行うこと。

社会医療法人等における訪日外国人患者診療価格の設定について

(各法人類型の行政庁の長) 殿

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

【訪日外国人患者に対し請求する診療費】

訪日外国人患者診療（健康保険法に基づく療養の給付（入院時食事療養及び入院時生活療養に係る給付を含む）に係るものに限る。）について、当該社会医療法人等が訪日外国人患者（自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。）に請求する金額（以下、「訪日外国人患者診療価格」という。）について、社会保険診療と同一の基準により計算しているか、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

<「同一の基準による」をチェックした場合>

添付資料

- 当該医療機関の診療報酬規程

<「同一の基準によらない」をチェックした場合>

添付資料

- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

<共通書類>

- ・ 訪日外国人患者診療価格の設定に当たって参照対象とした医療機関の一覧（直下「参照対象とした医療機関のリスト詳細」を記載した場合はそれで足りるものとする。）
- ・ その他、訪日外国人患者診療価格を決めるに当たって根拠となる資料

< J M I P 病院（一般財団法人日本医療教育財団が実施している外国人患者受入れ医療機関認証制度認証病院） >

- ※1 参照対象を J M I P 病院とする場合は都道府県単位、それ以外とする場合は、当該医療機関が所在する都道府県内は二次医療圏単位、当該医療機関が所在する都道府県以外は都道府県単位で記載すること
- ※2 参照対象を J M I P 病院とする場合は「外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P）認証病院一覧」、それ以外の場合は、厚生労働省及び観光庁が公表している「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を活用すること
- ※3 行が足りない場合には適宜追加すること

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）本文の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 社会医療法人の認定要件 1～3 (略)	第 2 社会医療法人の認定要件 1～3 (略)
4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号関係） (1) (略) (2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める <u>法第 3 0 条の 4 第 2 項第 1 4 号</u> に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ①～④ (略)	4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号関係） (1) (略) (2) 2 以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人のうち、1 の都道府県においてのみ病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める <u>法第 3 0 条の 4 第 2 項第 1 2 号</u> に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める二次医療圏において診療所を開設する医療法人であって、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして次に掲げる基準に適合するものは、当該診療所の所在地の都道府県においては救急医療等確保事業の要件を満たすことを要しないこと。 ①～④ (略)
5 (略)	5 (略)
6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号。以下「規則」という。）第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 1 号関係） ①～⑥ (略)	6 公的な運営に関する要件について（法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号関係） (1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号。以下「規則」という。）第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 1 号関係） ①～⑥ (略)

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び⑤において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

（後略）

⑧ （略）

⑨ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第30条の11第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ～ホ （略）

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

① （略）

② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

（中略）

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

⑦ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①、②及び④において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

（後略）

⑧ （略）

⑨ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定日の前日までを含む。）において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ～ホ （略）

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の3第1項第2号関係）

① （略）

② 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

（中略）

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ)及び(ロ)の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ～ト （略）
（後略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額 (④イの特定外国人患者請求額を除く。) が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ ^{べん}分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

④ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第30条の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ～ト （略）
（後略）

- ③ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

ロ ^{べん}分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(新設)

額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、社会医療法人制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

⑤ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7・8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～4 （略）

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定に

④ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7・8 （略）

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～4 （略）

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定に

より、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2)～(6) (略)

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) (略)

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① (略)

② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記様式第1の2）

③・④ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の3）

② (略)

(6)～(12) (略)

7 その他

(1)～(5) (略)

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ (略)

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これによ

より、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2)～(6) (略)

6 社会医療法人の認定を取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定等

(1) (略)

(2) 実施計画の認定を受けようとする医療法人は、次に掲げる書類を提出すること。

① (略)

② 実施計画 別添8（規則第30条の36の3の別記様式第1の3）

③・④ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 実施計画の認定を受けた医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。

① 実施計画の実施状況報告書 別添10（規則第30条の36の9第1項の別記様式第1の4）

② (略)

(6)～(12) (略)

7 その他

(1)～(5) (略)

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ (略)

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これによ

り、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第6条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第6項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第4号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

へ～リ (略)

②・③ (略)

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承

り、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

へ～リ (略)

②・③ (略)

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承

認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

(前略)

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）[別表14\(9\)](#)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則[別表14\(9\)](#)）を記載すること。

② (略)

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条）の適用を受けることはできないこと。

認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

(8) 税制上の措置を受ける場合の取扱い

(前略)

① 税制上の措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に、累積所得金額から控除する金額及びその計算に関する明細等（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）[別表14\(8\)](#)）を記載（各会計年度において都道府県知事に提出した実施状況報告書（別添10）を添付）し、かつ、実施計画の認定通知書（別添9）及び当該認定を受けた実施計画（別添8）の写しを添付すること。また、その適用を受ける事業年度後の各事業年度の確定申告書に救急医療等確保事業用資産の取得未済残額等（法人税法施行規則[別表14\(8\)](#)）を記載すること。

② (略)

③ 税制上の措置の適用を受けた医療法人は、原則として、その適用を受けた事業年度開始の日から②の取得価額が減額された救急医療等確保事業用資産の全てについて譲渡又は除却をしたこと、償却済となったこと等の事実が生じた日までの期間内の日を含む各事業年度等については、社会保険診療報酬の所得の計算の特例（租税特別措置法第67条、[第68条の9\(9\)](#)）の適用を受けることはできないこと。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の「添付書類 6」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">添付書類 6（小児救急医療）</p> <p style="text-align: center;">医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意事項)</p> <p>○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（<u>平成 2 0 年</u>厚生労働省告示第 5 9 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。</p> <p>(表略)</p>	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">添付書類 6（小児救急医療）</p> <p style="text-align: center;">医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意事項)</p> <p>○ 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（<u>平成 1 8 年</u>厚生労働省告示第 9 2 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。</p> <p>(表略)</p>

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）の「添付書類8」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>添付書類8</p> <p>公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ） （表略） （記載上の注意事項）</p> <p>(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>(※)</u> と一致すること。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び④の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>(※)</u> と一致すること。</p> <p><u>(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。</u></p>	<p>添付書類8</p> <p>公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ） （表略） （記載上の注意事項）</p> <p>(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び④の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</p>

(表略)

3～9 (略)

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

1.1 特定外国人患者請求額（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 当該料金を超えない額である
- 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

1.2 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ホ）

(表略)

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。

(表略)

3～9 (略)

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

(新設)

1.1 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号三）

(表略)

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。

(2) 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益 (※) の金額と一致すること。

(3) 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。

(2) 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

(3) 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

○「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年 10 月 9 日医政発第 1009008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">特定医療法人制度の改正について</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 139 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 34 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）経理に関する基準</p> <p style="text-align: right;">租税特別措置法施行規則 <u>（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）</u> 第 2</p>	<p style="text-align: center;">特定医療法人制度の改正について</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 139 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 34 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項に規定する <u>特定の</u>医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 改正の要点等</p> <p>1 改正後の要件</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）経理に関する基準</p> <p style="text-align: right;">租税特別措置法施行規則第 22 条の 15 第 1 項 <u>で</u>定めるところ</p>

2条の15第1項に定めるところにより法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務(医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務(eの保険給付に係る業務をいう。)及び障害福祉サービス等に係る業務(fの給付費の支給等に係る業務をいう。))に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の

により法人税法施行規則第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと(改正前:医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。)

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務(医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務(ホの保険給付に係る業務をいう。)及び障害福祉サービス等に係る業務(ヘの給付費の支給等に係る業務をいう。))に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の

合計額をいう。

- (a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、gに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(a)及び(b)の事業収益の額に当該gに掲げる収入金額を加算した金額とする。

- a 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

b～g （略）
（後略）

- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

なお、「特定外国人患者請求額」は「社会医療法人等が行う訪

合計額をいう。

- (a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

- a 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

b～g （略）
（後略）

- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

（新設）

日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ 医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、特定医療法人制度の趣旨（その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されるものであること）を妨げないように、注意すること。

三 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ホ （略）

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を開設する医療法人にあつては、a又はbに、診療所（医療法第

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

三 （略）

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を開設する医療法人にあつては、a又はbに、診療所（医療法第

1条の5第2項に規定する診療所をいう)のみを開設する医療法人にあつてはcに該当すること。

a (略)

b 救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c (略)

ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。)ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、定員数)の30%以下であること。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

①～④ (略)

⑤ その他参考となるべき事項

イ～ハ (略)

(2)～(6) (略)

(7) 医療関係法令等違反があつた場合の対応

1条の5第2項に規定する診療所をいう)のみを開設する医療法人にあつてはcに該当すること。

a (略)

b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c (略)

ロ 各医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。)ごとに、特別の療養環境に係る病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数)がその医療施設の有する病床数(介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、定員数)の30%以下 (改正前: 20%以下) であること。

なお、平均料金の上限(5,000円)は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。(別添2参照)

①～④ (略)

⑤ その他参考になるべき事項

イ～ハ (略)

(2)～(6) (略)

(7) 医療関係法令等違反があつた場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

①～④ (略)

⑤ 医療法第30条の11 [第1項](#)の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

第2～第3 (略)

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

①～④ (略)

⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則 [\(昭和32年大蔵省令第15号\)](#) 第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

(後略)

第2～第3 (略)

別添 4

「法人税法施行規則第5条第5号口及び第6号並びに同規則第6条第3号口並びに第4号及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について」
 (平成20年10月10日付医政発第1010005号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>医政発第1010005号 平成20年10月10日 医政発1225第17号 令和2年12月25日 医政発0331第101号 令和7年3月31日 最終改正 医政発0331第41号 令和8年3月31日</p>	<p>医政発第1010005号 平成20年10月10日 医政発1225第17号 令和2年12月25日 最終改正 医政発0331第101号 令和7年3月31日</p>
<p>各地方厚生局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長</p> <p>法人税法施行規則第5条第5号口及び第6号並びに同規則第6条第3号口、第4号 及び第7号の厚生労働大臣の証明について</p> <p>法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条第5号口及び第6号並びに同規則第6条第3号口、第4号及び第7号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【本件担当】 厚生労働省医政局総務課</p>	<p>各地方厚生局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長</p> <p>法人税法施行規則第5条第6号並びに同規則第6条第4号 及び同条第7号の厚生労働大臣の証明について</p> <p>法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第5条（新設）第6号並びに同規則第6条（新設）第4号及び同条第7号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【本件担当】 厚生労働省医政局総務課</p>

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたもののについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令④）。また、訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。（参考法令③）以下同じ。）に対して請求できる診療費は、規則第5条第5号ロ及び第6条第3号ロにおいて、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされている。（注3）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたもののについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたもののについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令③）。（新設）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注

意点等を示すものである。

なお、上記のとおり訪日外国人患者に対して請求できる診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人制度の主旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 訪日外国人患者診療価格を別に設定する場合、公益社団法人においても各地方厚生(支)局による証明が必要である点に留意すること。

Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ

(略)

Ⅲ. オープン病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格(規則第5条第5号ロ)

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額(健康保険法基準額(健康保険法第76条第2項(療養の給付に関する費用)の規定により算定される額、同法第85条第2項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。)の算定の対象となる給付に係るものに限る。)が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。
なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等

意点等を示すものである。

(新設)

(注1)・(注2) (略)

(新設)

Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ

(略)

Ⅲ. オープン病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

(新設)

が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。

2. (略)

3. (略)

様式 1—1

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第5条第5号ロ及び第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）

1. (略)

2. (略)

様式 1—1

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第5条第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

(新設)

(別紙)

に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

超えない額である

超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 収入要件・事業等要件一覧表

3. ~ 11. (略)

様式 1-2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 5 号口及び第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 5 号口及び第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 要件一覧表

2. ~ 10. (略)

様式 1-2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第6条第3号ロ）

訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。

なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」に基づき対応すること。

2. 事業等要件（規則第6条第4号）

・次のいずれかに該当すること。

{ (イからハのいずれかに該当) かつ (ニに該当)
(ホに該当)
(略)

3. (略)

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第6条第3号ロ及び第4号並びに第7号の基準に該当す

次のいずれかに該当すること。

{ (イ又はロ又はハに該当) かつ (ニに該当)
(ホに該当)

1. 事業等要件（規則第6条第4号）
(略)

2. (略)

厚生労働大臣 殿

(法人の主たる事務所の所在地)
(法人名)
(法人の長)

証明申請書

法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。

様式 2—1

令和 年 月 日

様式 2—1

令和 年 月 日

ることにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

- 超えない額である
 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 事業等要件一覧表

3. ~ 8. (略)

様式 2-2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 3 号口及び第 6 条第 4 号並びに第 7 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 3 号口及び第 4 号並びに第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

(別紙)

(新設)

1. 要件一覧表
2. ~ 7. (略)

様式 2-2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 4 号及び第 7 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 4 号及び第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

--	--

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」
 (昭和59年6月19日付医発第573号厚生省医務局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p>医発第573号 昭和59年6月19日 医政発0127第3号 令和5年1月27日 医政発0401第20号 令和6年4月1日 医政発0331第102号 令和7年3月31日 <u>最終改正 医政発0331第41号</u> <u>令和8年3月31日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省医務局長</p> <p>厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する</p>	<p>医発第573号 昭和59年6月19日 医政発0127第3号 令和5年1月27日 医政発0401第20号 令和6年4月1日 医政発0331第102号 令和7年3月31日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省医務局長</p> <p>厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する</p>

法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

（略）

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1)・(2)（略）

(3) 事業税の非課税措置

厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられるものであること。

2 （略）

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過していない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

（削除）

法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

（略）

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1)・(2)（略）

(3) 事業税の非課税措置

今般の措置に伴い、事業税に関しても、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられることとなったものであること。

2 （略）

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過しない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び

同項の費用の額、同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

なお、この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

(ア) 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額

(イ) 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額

(ウ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

(新設)

同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）その他これ準ずる額以下の額

※ この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

① 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額

② 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額

③ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

(イ) 訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。以下同じ。）から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）健康保険法基準額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

※ この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。な

お、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

イ・ウ (略)

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

(ア) (略)

①・② (略)

③ 予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種)に係る収入金額。

④～⑦ (略)

※1 (略)

※2 (略)

a～e (略)

f 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g～j (略)

(イ) 厚生連が、健康保険法第63条第2項第5号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。

イ・ウ (略)

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

(ア) (略)

①・② (略)

③ 予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種をいう。)に係る収入金額。

④～⑦ (略)

※1 (略)

※2 (略)

a～e (略)

f 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245条)第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g～j (略)

(イ) 厚生連が、健康保険法第63条第2項第5号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするとき

<p>① (略)</p> <p>② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が<u>1万円以下</u>であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県の事務</p> <p><u>(1)のア(イ)に定める訪日外国人患者から受ける診療報酬の額が健康保険法算定額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること並びにイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>は、次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が<u>5千円以下</u>であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県の事務</p> <p><u>(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。</u></p> <p>4 (略)</p>
---	--